

# 高病原性鳥インフルエンザ感染防止マニュアル

令和6年4月1日改定

## 1 感染防止対策のため、職員及び学生が日頃から心がける事項

- (1) 手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底すること。
- (2) 死んだ野鳥を発見した場合には、素手で触らない。同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡していたら、新潟県庁生活衛生課動物愛護・衛生係、家畜保健衛生所又は保健所に連絡すること。
- (3) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする。
- (4) 鳥や動物を飼育している場合には、それらが野鳥と接触しないようにすること。  
このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けるなどの適切な措置を講じること。
- (5) 海外へ渡航する場合は、必ず事前に渡航する地域における鳥インフルエンザ（特に高病原性鳥インフルエンザ〔H5N1亜型〕）の発生状況等を確認すること。
- (6) 渡航先においても、うがい、手洗いなどによる一般的な感染予防に心がけるとともに、生きた鶏等を販売している市場等には立ち入らないこと。

## 2 学内で死んだ野鳥を発見した場合

### (1) 連絡

教職員の場合は、施設課施設チーム（電話 025-521-3263）又は警備室（電話 025-521-3300）へ連絡する。

（学生の場合は学生支援課、幼児・児童・生徒等の場合は附属学校課経由）

### (2) 発見した野鳥が一羽の場合

施設課が、ビニール袋に入れてきちんと封をしてゴミとして処分する。

（附属小・中学校の場合は、附属学校課に依頼する。）

### (3) 発見した野鳥が複数の場合

① 施設課が立入禁止表示をする。

（附属小・中学校の場合は、附属学校課に依頼する。）

② 施設課から、上越保健所に状況を説明し、対応について指示を仰ぐ。

③ 鳥インフルエンザのおそれがある場合は、総務課に報告する。

④ 総務課から、学長、理事、副学長に報告し、学内に周知する。

## 3 情報収集・連絡体制

別紙のとおり

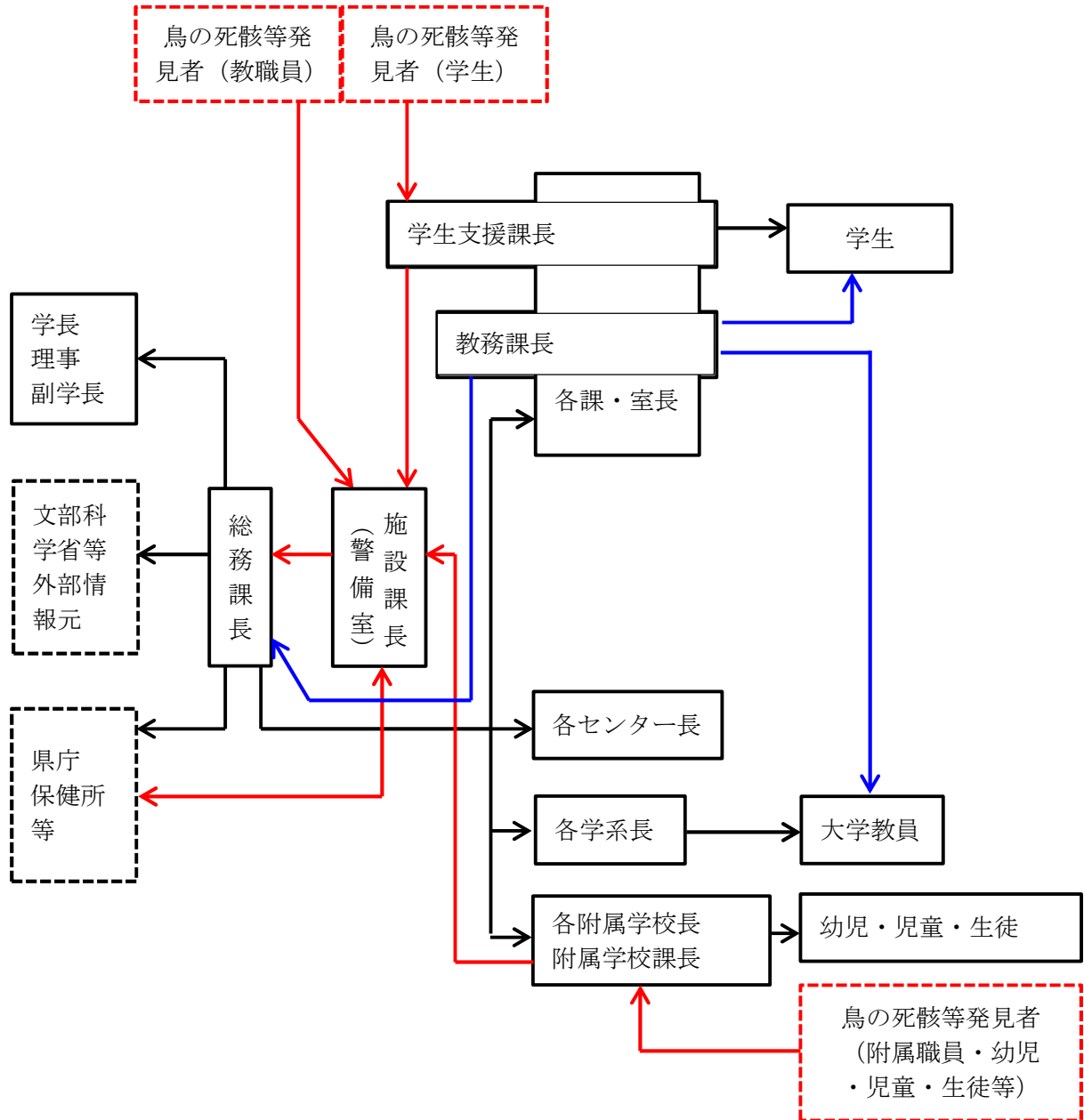
## 4 関係機関

(1) 新潟県福祉保健部生活衛生課動物愛護・衛生係 新潟市中央区新光町4-1 電話 025-280-5206

(2) 上越地域振興局健康福祉環境部（上越保健所） 上越市春日山町3-8-34 電話 025-524-6133

(3) 新潟県上越家畜保健衛生所 上越市本城町5-6 電話 025-526-9441

## 情報収集・連絡体制（イメージ）



※黒線 ①各部局等への新型インフルエンザ等の情報提供  
 ②各部局等からの新型インフルエンザ等の発生連絡

※赤線 鳥の死骸等を発見した場合の情報伝達

※青線 野外実習等の授業等への対応

施設課が不在の際は、警備室に連絡する。